

# 思川だより



南摩ダム予定地  
(右後方は男体山)  
第2号

平成14年1月10日

発行所  
水資源開発公団  
思川開発建設所  
028-622-8941  
発行人兼編集人  
金田 学

## 移転協力者の生活再建に向けて大きく前進

思川開発事業南摩ダム建設に伴う損失補償基準に

関する協定書調印式

南摩ダム建設予定地の水没対象者で組織される「南摩ダム補償交渉委員会」(駒場久遠委員長、78世帯)と公団とは、平成13年12月16日に「思川開発事業南摩ダム建設に伴う損失補償基準に関する協定書」の調印を行いました。

調印式は、栃木県鹿沼市内の施設で行われ、地元関係者をはじめとする来賓の方々約250名が見守る中、福田昭夫栃木県知事並びに阿部和夫鹿沼市長立会のもと駒場久遠委員長と近藤徹水資源開発公団総裁が協定書にそれぞれ署名捺印しました。

今回の協定書調印は、平成13年5月30日に提示した南摩ダム建設に伴う損失補償基準について対しては、南摩ダム直下流の「

は、断腸の思いでダムを容認した。環境に優しい自然を大事にしたダムになることを希望する。」と挨拶され、構想発表以来37年あまりに亘った苦難の気持ちを如実に語られました。

今後は、南摩ダムにより水没することとなる関係者の生活再建のための補償契約を開始することとなりますが、今なお、反対している南摩ダム直下流の「



栃木県知事・鹿沼市長立会のもと協定書に署名・捺印



4氏がカッチリと握手を交わす。

### 南摩ダム補償交渉委員会との交渉経緯

平成10年	3月	南摩ダム補償交渉委員会発足
平成11年	3月	南摩ダム水没予定地補償調査終了
平成12年	9月	南摩ダム地目認定について合意
	12月	土地等級基準について合意
平成13年	2月	世帯認定について合意
	5月	南摩ダム建設に伴う損失補償基準を提示
	8月	南摩ダム建設に伴う損失補償基準について合意
	12月	南摩ダム建設に伴う損失補償基準に関する協定書調印式

謹んで新春のお慶びを申し上げます。

思川開発建設所長 青江 淳

皆様方には、日頃より思川開発事業の推進につきまして、ご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年、大谷川分水の中止に伴う新たな事業計画案がまとまり、12月16日には、南摩ダム建設に伴う損失補償基準に関する協定書調印式を執り行うことが出来ました。これもひとえに水没関係者のご理解と栃木県及び鹿沼市関係当局の方々の尽力の賜と心より御礼申し上げます。特に、長年ご心労をお掛けした交渉委員会の皆様方より、先祖伝来の財産を私どもの事業

南摩ダム補償交渉委員会  
委員長 駒場 久遠



昨年十二月十六日、栃木県福田知事、鹿沼市阿部市長立会いのもと、水資源

水にかかわる日常生活の認識を新たに、子々孫々まで後願の憂いなき様努力してまいります。

栃木県企画部水資源対策室  
室長 高瀬 忠男



新しい年を迎え、謹んでお慶び申し上げます。

鹿沼市企画部水資源対策室  
室長 古澤 正己



調印式当日は、調査開始から多くの困難と曲折を経て、それぞれの立場で役割を果たした顔、顔を

顔が一堂に会し、大きな節目を迎えたという実感を共有した一日となりました。

特筆すべきは、地元住民が時代に翻弄されながらも「上流と下流の共存共栄」に公共事業の原点を見出し、優れたリーダーのもと団結と自らの操舵による「納得」を見出したこと。今後は、避けて通れないもう一つの側面である上下流の利害の調整に関係者が一丸となって取組み、誤りなき生活再建とダムは間違いではなかったと言える地域振興が達成されるよう願っております。

に、関係者の理解と協力を載せ、団結し調印式に出席下さった皆様に恥じぬ様一人の落後者もなす。二十一世紀、水の世紀に向い

新春

# 思川開発事業検討会から意見書がだされる

平成13年11月22日に、思川開発事業検討会 西谷隆巨委員長から国土交通省関東地方整備局長および水資源開発公団総裁宛に意見書が提出されました。水資源開発公団としては、この意見書の内容を真摯に受けとめ、事業を進める上で十分参考にさせていただきますと考えています。意見書の全文を掲載します。

## 思川開発事業検討会 意見書

平成10年11月30日開催の関東地方建設局事業評価監視委員会（第2回）における「河川整備計画の策定・変更の手続きの中

で現地の意見の聴取を図ること」の付帯意見をを受けて設置された思川開発事業検討会（以下、「検討会」という。）は、平成11年8月4日の第1回、10月1日及び2日の現地視察、平成12年1月13日の第2回検討会開催以来中断していた。平成13年2月7日開催の第3回検討会では、大谷川分水中止という事業内容の縮小変更の報告を、また、5月の栃木県の意向表明を受けた同年10月9日第4回検討会では、事業変更案の説明を事務局から受けた。今般11月11日にその案に対する公聴会及び第5回検討会を開催した。以下に、5回にわたり開催した検討会の意見を取りまとめ報告する。



意見書のとりまとめを行なった第5回検討会

生活再建の早急な実施と  
水源地対策の適切な実施

南摩ダム水没関係者は30年以上にわたりダム問題に翻弄されてきた。苦渋の決断の結果、南摩ダム建設を容認された状況を十分認識して、事業者は水没関係者の生活再建に向けて必要な措置を早急に講ずること。完成までに長期間を要するダム建設は水没関係者の生活や地域社会に多大な影響を及ぼす。事業者は栃木県等関係者と十分協議し、水没関係者の生活や地域に必要な水源地対策が適切に実施されるよう努力すること。

事業関係者の理解を得る一  
層の努力

治水利水の両面から、事業に絶対反対を主張する室瀬地区の方々をはじめ事業の必要性を疑問視する方々がおられることから、事業者は事業の必要性と今後の事業の進め方について引き続き関係者に十分説明し理解を得る努力をしていく責任がある。なお、事業を進めるに当たっては、慎重に実施する必要がある。

環境負荷の低減

南摩ダムが環境に与える負荷をできる限り小さくするよう、事業者は鳥類を含む動物や植物などの自然環境への配慮を怠らないこと。樹林帯の整備と流域全体の森林保全、また、希少種のみならずそれら以外の動植物の保護にも十分関心を払うこと。

取水条件等の遵守

下流水利用者の不安解消のため、事業者は黒川及び大芦川

から南摩ダムへの導水取水条件や南摩ダムから黒川への逆送補給の遵守が常時わかるよう、必要な措置を講ずること。

コスト縮減への取り組み

事業者は今回提示のあった事業費の範囲内で事業が完了できるように、万全を期し、更なるコスト縮減に取り組むこと。

21世紀に相応しい治水・利水・環境施策の検討

関東地方整備局は今後の河川行政の展開にあたり、ダムや堤防などの河道施設のみならず、それら施設と一体となった流域全体で対応する総合的な治水・利水・環境施策の検討を進めることが必要である。特に、利水に関しては、社会的なコンセンサスを得ながら、節水、水の循環利用、再利用など水資源の有効活用を促進することと並行して健全な水循環の保全を図り、適正な地下水利用や水利権の見直しを進めることを期待する。

また、21世紀に相応しい水利用として、暫定水利権を安定水利権にする必然性については、水利権と治水調整のあり方を研究していく必要がある。長年、暫定水利権のまま推移している場合、治水時の治水調整協議により事態を切り抜け得る可能性、あるいは社会の耐治水力（治水許容度、治水対応の硬直化）の調査研究を今後も引き続き行っていくべきである。

## 編集後記

新年を迎えました。昨年は、思川開発事業にとって大きな節目の年でしたが皆さまはいかがだったでしょうか。

この紙面をとおして事業のさまざまな動きを分かり易く皆さまにお伝えしていこうと努力する所存です。本年もよろしくお願い申し上げます。

## 人事異動

平成13年12月1日  
日に着任した職員を紹介いたします。かつこは内は旧所属を示します。

第二用地課 課長・手柴八州生  
(思川第一用地課)

第一用地課 係長・松本徳幸  
(本社秘書室)

今後ともよろしくお願い申し上げます。



(その1)  
セツブンソウ



写真のかわいらしい花を咲かせているのがセツブンソウです。

環境庁のレッドデータブックによると絶滅危惧類（絶滅の危険が増大している種）に分類されている貴重な植物です。キンポウゲ科に属し、早春の頃に花を咲かせることからセツブンソウと言った名が付いています。公団の調査では、河川沿いや、林縁（林のきわ）において、南摩ダムの上流で33ヶ所、下流で13ヶ所の生育を確認しています。思川開発事業では、このような貴重な植物については、工事の影響を回避するなどの環境対策を実施していきます。



「ふんたもわー」南摩の仲間たち

